

# 定 款 細 則

(1) 定款第9条第1項の「日常の軽易な業務」の例としては、次のような業務がある。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、  
その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

契約の種類	金額
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入	160万円未満
イ 施設設備の保守管理、物品の修理等	250万円未満
ウ 緊急を要する物品の購入等	100万円未満

- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。  
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧予算上の予備費の支出。
- ⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- ⑩入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- ⑪寄付金の受入れに関する決定。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(付則)

本細則は、平成15年11月1日から施行します。

本細則は、平成27年10月14日から施行します。

本細則は、平成29年4月1日から施行します。